



# 栃木県公報

平成25年  
12月27日(金)  
号外  
第89号

## 目次

### 規 則

- 栃木県事務決裁及び委任規則の一部改正..... 1
- 栃木県財務規則の一部改正..... 2
- 教育委員会
- 栃木県青年の家規則等の一部改正..... 3
- 人事委員会
- 栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部改正..... 3
- 監査委員
- 栃木県監査委員事務局規程の一部改正..... 4
- 企業局
- 栃木県企業局処務規程の一部改正..... 4
- 労働委員会
- 栃木県労働委員会事務局処務規程の一部改正..... 5
- 議 会
- 栃木県議会事務局処務規程の一部改正..... 5

## 規 則

### 栃木県規則第五十二号

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

栃木県事務決裁及び委任規則（平成十二年栃木県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二一本庁関係共通事項の表二十一の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号及び第五号を削り、別表第二二本庁関係特定事項(2)経営管理部職員総務課の表に次のように加える。

5 給与に関する事務	1 職員の通勤手当の支給額の決定 (職員総務課の所管に係るものに限る。以下この項において同じ。)								○	
	2 職員の扶養親族の認定								○	
	3 職員の住居手当の支給額の決定								○	
	4 職員の単身赴任手当の支給額の決定								○	

別表第二一 出先機関関係共通事項(1)(2)から(10)までに掲げる出先機関以外の出先機関の表七の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号及び第五号を削る。

別表第二一 出先機関関係共通事項(2) 県税事務所、自動車税事務所、環境管理事務所、森林管理事務所、林業

センター、衛生福祉大学校、農業試験場、農業大学校、農業環境指導センター、水産試験場、家畜保健衛生所及び畜産酪農研究センターの表七の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号及び第五号を削る。

別表第三一出先機関関係共通事項(3)環境森林事務所、健康福祉センター、農業振興事務所及び土木事務所の表七の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号及び第五号を削る。

別表第三一出先機関関係共通事項(5)保健環境センターの表七の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号及び第五号を削る。

別表第三一出先機関関係共通事項(6)産業技術センター及び産業技術専門校の表七の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号及び第五号を削る。

別表第三一出先機関関係共通事項(7)美術館の表七の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号及び第五号を削る。

別表第三一出先機関関係共通事項(8)博物館の表七の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号及び第五号を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

(人事課)

栃木県規則第五十三号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県知事 福田 信一

栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則(平成七年栃木県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(総務に関する事務の特例)

第四条の二 職員総務課総務事務室(以下「総務事務室」という。)の長(以下「総務事務室長」という。)は、第三条の規定により別表第二に掲げる事務及び前条の規定により別表第三に掲げる事務(知事の決裁を要する事項を除く。)のうち、別に定める事務を処理するものとする。

2 前項の規定により総務事務室長が処理した事務については、第三条の規定により委任を受けた公所の長が行い、又は前条の規定により専決権者が専決したものとみなすことができる。

第五条第一項中「又は公所」を「、公所又は総務事務室」に改め、同条第二項中「のうちから」を「、総務事務室にあつては総務事務室に属する職員のうちから、それぞれ」に改める。

別表第四課の出納員に委任する事項の項第一号中「審認」の次に「(総務事務室の出納員に委任する事項を除く。)」を加え、同項第二号中「雑費」の次に「(総務事務室の出納員に委任する事項を除く。)」を加え、同項第三号中「庄巻」の次に「(総務事務室の出納員に委任する事項を除く。)」を加え、同表公所の出納員に委任する事項の項第一号中「審認」の次に「(総務事務室の出納員に委任する事項を除く。)」を加え、同項第二号中「雑費」の次に「(総務事務室の出納員に委任する事項を除く。)」を加え、同項第三号中「及び采幣」の次に「(総務事務室の出納員に委任する事項を除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

総務事務室の出納員に委任する事項	1 第4条の2第1項の規定により総務事務室長が処理する事務に係る支出負担行為の確認、歳入金の収納及び保管金の出納 2 前項に附帯する会計事務
------------------	---

別表第五一会計局における決裁及び専決事項の部第二項会計管理課長専決事項の欄第一号中「及び公所」を「、公所及び総務事務室」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

(会計局会計管理課)

## 教育委員会

### 栃木県教育委員会規則第九号

栃木県青年の家規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県教育委員会

#### 栃木県青年の家規則等の一部を改正する規則

(栃木県青年の家規則の一部改正)

**第一条** 栃木県青年の家規則(昭和三十五年栃木県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第一項中第九号及び第十号を削り、第十号の二を第九号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十号とし、第十四号を第十一号とし、第十五号を第十二号とし、第十五号の二を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とする。

**第二条** 栃木県青年の家規則の一部を次のように改正する。

第六条の三第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

(栃木県図書館規則の一部改正)

**第三条** 栃木県図書館規則(昭和四十六年栃木県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「及び第六号から第十号まで」を「第六号及び第七号」に改め、第七号及び第八号を削り、第八号の二を第七号とし、第九号及び第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、第十二号の二を第十号とし、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、同条第二項中「及び第六号から第十号まで」を「第六号及び第七号」に改める。

**第四条** 栃木県図書館規則の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「第六号及び第七号」を「及び第六号」に改め、第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第六号及び第七号」を「及び第六号」に改める。

(栃木県立少年自然の家規則の一部改正)

**第五条** 栃木県立少年自然の家規則(昭和四十八年栃木県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第七号及び第八号を削り、第八号の二を第七号とし、第九号及び第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とし、第十三号の二を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とする。

**第六条** 栃木県立少年自然の家規則の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

(栃木県総合教育センター管理規則の一部改正)

**第七条** 栃木県総合教育センター管理規則(平成四年栃木県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中第二号を削り、第一号の二を第二号とし、第三号を削り、第三号の二を第三号とし、第四号及び第五号を削る。

**第八条** 栃木県総合教育センター管理規則の一部を次のように改正する。

第五条第三項中第三号を削る。

#### 附 則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は、同年四月一日から施行する。

(生涯学習課)

## 人事委員会

### 栃木県人事委員会規則第二十三号

栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

**栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部を改正する規則**

栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則（昭和四十八年栃木県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第四第一項中「第8項」を「第6項」に、「第9項」を「第7項」に改め、同表中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項から第十三項までを二項ずつ繰り上げる。

**附 則**

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

**監 査 州 司**

**栃木県監査委員訓令第一号**

栃木県監査委員事務局

栃木県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県監査委員

**栃木県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令**

**第一条** 栃木県監査委員事務局規程（平成十二年栃木県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表八の項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とする。

**第二条** 栃木県監査委員事務局規程の一部を次のように改正する。

別表八の項中「給与等」を「給与」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とする。

**附 則**

この訓令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。

**企 業 局**

**栃木県公営企業訓令第二号**

本 庁  
発電管理事務所  
水道事務所

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令**

**第一条** 栃木県企業局処務規程（昭和四十五年栃木県電気事業訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（総務事務室長の専決）

**第七条之二** 経営管理部職員総務課総務事務室長の職にある職員（以下「総務事務室長」という。）が専決する事項は、次のとおりとする。

- 一 職員の通勤手当の支給額の決定
- 二 職員の扶養親族の認定
- 三 職員の住居手当の支給額の決定
- 四 職員の単身赴任手当の支給額の決定

第八条の表中

総括課長補佐		当該事務を担当するリーダー		を
総括課長補佐		当該事務を担当するリーダー		



第七条の次に次の一条を加える。

(総務事務室長専決事項)

**第七条の二** 経営管理部職員総務課総務事務室長の職にある職員(以下「総務事務室長」という。)の専決事項は、次のとおりとする。

- 一 局内の職員の通勤手当の支給額の決定に関する事。
- 二 局内の職員の扶養親族の認定に関する事。
- 三 局内の職員の住居手当の支給額の決定に関する事。
- 四 局内の職員の単身赴任手当の支給額の決定に関する事。

第八条中「又は担当リーダー」を「担当リーダー又は総務事務室長」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(総務事務室長に属する事務の代決)

**第十三条の二** 総務事務室長が不在のときは、総務事務室長があらかじめ指定する職員がその事務を代決することができる。

**附 則**

この訓令は、平成二十六年一月一日から施行する。